

令和 2 年度第 4 回寒川町地域自立支援協議会資料における質疑・意見集約表

項 目	質疑・意見	回 答
議題 (2) 相談支援事業所からの報告	2 事業所の相談件数で、障がい児相談の件数が片方の事業所に集中し偏りがあるように思えます。基幹相談支援センターに加わっていただき、原因を分析して下さい。せっかく町内に 2 ヶ所あるのですから、偏りを薄めた方が良くと思います。	町の現状の分析・把握は必要なことだと思いますので、相談支援事業所連絡会などで分析のうえ、随時反映を行っていきたいと考えています。
	基幹相談支援センターが 10 月に開設され、緊急時の対応もできるようになり、安心しましたが、24 時間対応ではないのですか？(パンフレットでは平日の 8:30~17:30 までとなっています)	平常時は平日 8:30~17:30 までの開所時間としますが、緊急時においては、地域生活支援拠点事業に係るコーディネート等のために、連絡体制を整えております。
議題 (4) 寒川町障がい者福祉計画について	P. 13 (5) 相談支援の対象者 地域移行支援 (1) 「障がい者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護・・・」→「のぞみの園」は障がい者支援施設に含まれるので、記載不要だと思います。	対象者につきましては、国の事務処理要領にあわせた表記にしており、「のぞみの園」も事務処理要領に記載があるため、本計画も同様に記載しております。
	P. 32 2. 2 ② 「地域生活拠点等の機能の充実」→「地域生活支援拠点等の機能の充実」	ご指摘のとおり、修正いたしました。
	P. 35 ③ ② 行目最後「伴奏型支援」→「伴走型支援」	
	P. 39 ③ 2 項目目の 1 行目と 2 行目の行間の「エース」のフリガナを 2 行目と 3 行目の間に移動	
P. 42 ⑦ 2 項目目の 1 行目 障がい者団体 → 「団体」削除		

<p>議題 (4) 寒川町障がい者福祉計画について</p>	<p>44 ページの②1 項目目の「みんなのトイレ」について、整備と合わせて、トイレマークには分かりやすいデザインを使用することと、このトイレの趣旨を周知することを記載して下さい。</p> <p>みんなのトイレから出た時に、このトイレを待っていた別の障がいのある方から「歩くことができるのに、何でこのトイレを使うのか。」と言われ傷ついたという声がありました。外から見えない障がいのある方が使用しても誤解されないように周知が必要だと思えます。</p>	<p>トイレマークについては、みんなのトイレ設置時に、わかりやすいデザインになるように各担当者が検討しております。</p> <p>また、周知を希望する目的としては、みんなのトイレを真に必要なとする人が、誤解を受けないような取り組みをして欲しいということだと思います。</p> <p>P44②は「移動・公共機関等のバリアフリー化」に関する記載となりますが、意見の内容としては、外から見えないという障がい特性に対する理解促進に大きく関わる部分と思えます。</p> <p>P35②「障がい特性及び障がいのある人に対する理解の促進」の中で、障がいのある人の生活のしづらさや障がい特性についての理解を深めるため、広報紙の活用やリーフレットの配布等を継続するとともに、町地域自立支援協議会と連携し、障がいに対する理解促進に向けた手法を検討し、実施しますと記載しております。</p> <p>今回のご意見につきましては、生活のしづらさに含まれる内容になると考え、本計画への追記・修正は行わないものとさせていただきます。しかし、みんなのトイレを含めた生活のしづらさに対する取り組みについては、必要となるため、今後も町地域自立支援協議会と連携し、広報や図書館での企画展示等で取り組むなどの対応を検討してまいります。</p>
	<p>44 ページの③2 項目目の「要支援者の名簿」について支援関係者との情報共有の他、この名簿を活かして庁内各課で連携して避難計画を整備することを記載して下さい。</p>	<p>避難行動要支援者名簿については、町で作成のうえ自治会や民生委員等にお渡ししております。活用方法や記載内容については自主防災組織に一任しております。そのため、本計画に追記・修正は行わないものとさせていただきます。</p>

議題 (4) 寒川町障がい者福祉計画について	「マイ・タイムライン」について詳しい内容を知りたいです。また、どのように周知しますか。	マイ・タイムラインとは、災害の発生を想定し、自分自身や家族が取るべき防災行動を時系列で整理するもので、町民一人ひとりの防災行動計画のことです。 本計画においても、資料編の「障がい福祉関係用語集」に説明を記載してまいります。 周知につきましては、現在、防災担当が町のホームページにて周知を行っておりますが、福祉課でも企画展示等、様々な機会を捉えて実施してまいります。
	身体障がい者の数は、高齢になってから取得される方もおられるので、1,360名と多くなっていますが、幼少時からの障害者の人数と、障がい福祉サービスを受けられている人数の比率は？どれくらいの方がサービスを利用しているのでしょうか。	身体手帳を所持している方について、手帳を何歳で取得したのか、何歳から福祉サービスを利用しているのかについてお答えするのは難しいため、身体手帳を主な事由として何らかの福祉サービスを利用している方の現状の人数について説明させていただきます。障がい児も含め、福祉サービス利用者の人数としては113名であり、年代別で見ると、0～9歳の方が12名、10～19歳の方が12名、20～29歳の方が11名、30～39歳の方が14名、40～49歳の方が15名、50～59歳の方が22名、60～69歳の方が14名、70～79歳の方が9名、80歳以上の方が4名となっています。
議題 (5) 障害者差別解消啓発活動における図書館企画展示について	障がい者に対して知りたい事、気になる事、困った事などをアンケートで聞いていただきたいです。展示内容のヒントになると思います。	今年度については、コロナウィルスの感染拡大に伴い、滞在時間を短くするため、アンケートは行いませんでしたが、次年度以降で検討していければと考えています。
	図書館企画展示は、1Fのフロアの奥の方で行っていますが、入り口付近に案内等はあるのでしょうか。	図書館の入り口付近に、案内の看板があるほか、展示室の入り口などにポスターを掲示しています。

議題 (6) その他について	感染予防上仕方がないこととは思いますが、会議時間をもとの長さに戻すことはできないでしょうか。関係機関から委員が集まる貴重な時間です。事務局からの説明を聞くだけで終わるのはもったいないと思います。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、緊急事態宣言が再度発令されている状況下であり、協議会開催にあたっては、参加者間のスペース確保や、議事時間の短縮は、感染拡大防止のため必須と考えております。委員の皆様からのご質問などにつきましては、質疑・意見集約表を利用するなどして、議事に反映できるよう、努めている所ありますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。
----------------	---	--